

講演謝金等の支払いについて

本規程は社団法人日本分析化学会本部、支部、研究懇談会が主催する講演会、講習会及び年会、分析化学討論会における招待講演者（特別講演者等を含む）への講演謝礼金並びに講習会等における評価解析作業費、審査費について下記に単価基準を規定する。

記

（講演謝礼金）

1. 招待講演者等に対する講演謝礼金及び講習会等での講師謝礼金については原則として以下の金額を上限に支払うことができる。同一講演者が 2 件以上の講演をする場合はそれぞれの講演に対して支払うことができる。

- 1 時間以上 20,000 円（所得税別、講演要旨原稿作成料込み）
- 1 時間未満 15,000 円（所得税別、講演要旨原稿作成料込み）

2. 上記第 1 項の招待講演者がノーベル賞受賞者、学士院賞受賞者である場合などにおいては主催者が総合的に謝金額を判断することを可とする。ただし、50,000 円（所得税別、講演要旨原稿作成料込み）以上となる場合には事前または事後に理事会に報告するものとする。

（評価解析作業費・審査費）

3. 講習会等において個々の受講者の分析報告データの統計処理及び解析作業を行い、実際に審査・判定する作業に従事して、その結果を文書または冊子でまとめた場合に以下の金額を上限に解析費として支払うことができる。

実行委員（審査委員） 3,000 円/h（所得税別）

- 1) 解析費の支給は、最大 35 時間を限度とする。
- 2) 実行委員長（審査委員長）には別途 20,000 円（所得税別）の審査判定費を支払うことができる。

（筆記試験問題等作成費及び採点費）

4. 講習会等において試験問題の作成及び採点作業に従事した場合は、以下の金額を上限に支払うことができる。

問題作成費：20,000 円、採点費：20,000 円（いずれも所得税別）

（インストラクター代）

5. 実際に機器等を使用して実技を伴う講習会で、受講者の機器操作等を指導・監督するインストラクターには、原則として 20,000 円/day（所得税別）を上限に支払うことができる。但し、第 1 項における講師を兼務する場合には、10,000 円/day（所得税別）を限度とする。

2010 年 12 月 24 日理事会承認

2014 年 2 月 14 日一部改訂